

第2報

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による事態宣言を4月7日に7都府県において発出しましたが、4月16日には全都道府県が緊急事態宣言の対象へと拡大されました。なお、沖縄県においても感染者が急増し、八重山地域においても感染者が確認されるなど、県内全体へ広がりつつあります。県内の感染者は4月23日現在132名となり、更なる感染拡大の事態がおこると沖縄県も特定警戒都府県に指定されることになり、感染に対する対策や行動が優先されることになります。結果的に日常の行動や業務等の活動が抑制されます。与那国町におきましては現在のところ感染者は確認されておりませんが、町民の皆様、観光客等の石垣島や沖縄本島との往来は、先月に比較して減少しているものの、完全にストップしているわけではありません。本町においても感染者が出る可能性は否めません。

このような状況の中、生活の活動域を抑制し自粛を余儀なくされている町民の皆様、そして島民の生活を支えるため食料品等の供給や生活インフラに関わる事業者の皆様には深く感謝を申し上げます。今まさに感染拡大を食い止める重大な局面を迎えている重要な時期と認識しております。

町民は元より、事業者、関係機関、行政一丸となって町民の生活を守り、新型コロナウイルス感染症の防止に努めてまいります。ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

現時点において、与那国町で取り組んでいること、国の緊急経済対策等の情報等は、次のとおりとなっております。

令和2年4月24日 与那国町長 外間守吉

●水際対策について

与那国空港の到着口、観光協会案内カウンター、チケット販売カウンターにおいて消毒液を設置し、空港利用者の感染防止取り組んでいます。到着口に非接触型体温計を設置し、乗客が自ら検温できる体制をとっております。また、沖縄県からの注意喚起のチラシも設置してあります。

また、5月1日からは、サーモグラフィによる体温チェックに切り替えます。

「フェリーよなくに」の航路事業者は石垣港において、消毒液を設置するとともに、検温チェックを行っております。

空港、港での検温の結果、37.5℃以上の体温の方には、病院での診察を促しております。

●マスクの配布について

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクの入手が困難となっております。その状況を踏まえ、与那国町では一住所あたりマスクを2枚配布いたします。

家庭内のマスク残量に余裕のある世帯におかれましては、お隣ご近所にお声掛け頂き、マスクが不足している世帯へご提供下さるようご協力よろしく申し上げます。

配布もれがある場合は、町役場長寿福祉課までご連絡ください。 TEL 87-3575

●新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策について

○生活支援臨時給付金（仮称）事業（一世帯30万円給付）について（令和2年4月9日現在）
国においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金（仮称）が実施されることになりました。

第1報でお知らせした上記、国の支援対策は下記のとおり変更になりました。

○特別定額給付金（仮称）事業

・給付対象者

基準日（令和2年4月27日時点）において、住民基本台帳に記録されている者。

・給付額

給付対象者1人につき10万円

・受給者権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

・感染拡大防止の観点からの給付金の申請と給付の方法

市区町村は、受給者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送。

申請方法は、

① 郵送申請方式（申請書類の郵送）

② オンライン申請方式（国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請）

・給付は、原則として申請者の本人名義の銀行等口座への振込みとする。

・申請受付期間

申請期間は3カ月間で、受付開始日は市町村で決めることになりました。

受付開始日が決まり次第、皆様にお知らせいたします。

●与那国町単独の経済対策支援策について

自主休業されているサービス事業者や収入が減収している事業者、漁家、農家の方々を対象に、与那国町単独の支援策を検討しております。具体的な支援策については、決まり次第お知らせいたします。ご理解とご協力を宜しくお願いします。

●緊急小口資金等特例貸付制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向け緊急小口資金等の特例貸付制度があります。

ご相談、申込みは、[与那国町社会福祉協議会](#)まで TEL 87-2471

●石垣・与那国路線の飛行機の追加減便について

琉球エアコミューター株式会社は、石垣～与那国路線の令和2年4月が昨年比5割の需要減退となる見込みとして下記のとおり減便することとしています。

減便の期間：4月20日～5月6日まで（※予約状況によっては期間変更の可能性あり）

出発地→到着地	便名	出発時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
石垣→与那国	741	10:05	○	○	○	○	○	○	○	通常通り運航
石垣→与那国	743	12:30	×	×	×	×	×	×	×	運休 ※4/20(月),4/22(水)は運行
石垣→与那国	745	17:55	×	○	×	○	×	×	×	火,木曜日運航 ※5/5(火・祝日)は運休
与那国→石垣	742	09:05	○	○	○	○	○	○	○	通常通り運航
与那国→石垣	744	13:35	×	×	×	×	×	×	×	運休 ※4/20(月),4/22(水)は運行
与那国→石垣	746	18:55	×	○	×	○	×	×	×	火,木曜日運航 ※5/5(火・祝日)は運休

※745便は20分、746便は15分遅発

※那覇～与那国路線は通常どおり運航

※5月7日以降については、需要動向に応じて同規模の減便を想定。

●生活路線バスの減便について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、生活バス路線の一部を下記のとおり減便いたします。

⑧便 21時～22時台 ⑨便 22時～23時台

減便期間：令和2年4月24日（金）～5月6日（水）まで

（今後の状況次第で期間延長の可能性あり）

●新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の使用停止の協力要請及び事業者への新たな支援について（沖縄県）

沖縄県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「施設の使用停止の協力要請」及び「事業者への新たな支援策」公表いたしました。（令和2年4月22日）

要請する期間：令和2年4月23日（木）～5月6日（水）まで

※協力要請等を行う施設などの詳細な情報は、沖縄県ホームページ、与那国町ホームページにてご確認ください。

●与那国町診療所の受診について

新型コロナウイルス感染症・拡大防止策として、来院される皆様に、診療所玄関前にて手指消毒、検温を実施しております。

体温が37.5度以上の方、かぜの症状（咳、鼻水、のどの痛み）がある方は、建物外にてお待ちいただきます。診療所で感染が発生すると地域の医療体制が崩壊し、町民の生命が危機にさらされます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●町職員の新型コロナウイルス感染症への対応について

町役場職員・会計年度任用職員の島外への出張は原則禁止とする。島外に出張・旅行した職員・会計年度任用職員は、出勤を自粛し、帰島後2週間の自宅待機とする。職員の同居家族等が旅行した場合も同様とする。やむを得ない事情が発生し、島外に旅行しなければならないときは、所属長を通して町長の許可を得ること。その場合も帰島後2週間の自宅待機とする。

町役場は、十分な感染症対策を講じつつ業務を継続することが求められております。感染防止策として出勤職員の3割削減を目標に取り組んでおります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●沖縄県県議会議員選挙について

5月29日告示、6月7日投開票の県議会議員選挙は、予定どおり行われます。（4月24日現在）

新型コロナウイルス感染症には、 基本的な感染予防対策が有効です。



こまめに手を洗う

帰宅時や調理の前後、食事前などにせっけんを使って洗いましょう。アルコール消毒も有効です。



**咳がでる人は、
マスクを着ける**

自分の咳やくしゃみの飛沫で他の人に感染させないために、マスクやハンカチを使って、口や鼻をおさえましょう。



**よく眠り、
バランスよく食べる**

体力が低下すると感染しやすくなり、また、感染した時に症状が重くなってしまうことがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、役場総務課税務係へ、また、県税等に関することは県税事務所等にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

◎役場税務係:TEL0980-87-3571 ◎県税事務所:TEL0980-82-3045

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

申請手続等

- 申請期限はないため、納期限の前後を問わず申請が可能です。申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※財務省の納税を猶予する「特例制度」(案)の更新に伴い内容が変更される場合があります。

与那国町役場 総務課 税務係

新型コロナウイルス感染症経済支援情報 (4/14 現在)

【沖縄公庫関連】 事業主の皆様へ

主な融資制度

①新型コロナウイルス感染者特別貸付

(生業資金、生活衛生資金、中小企業資金)

融資限度額→6千万円

中小企業別枠→3億円

☆無担保

②中小企業者経営改善資金貸付(マル経)等の拡充

マル経(小規模事業者経営改善資金、沖経(沖縄雇用・経営基盤強化資金)

衛経(生活衛生関係影響経営改善資金)

融資限度→1000万円

☆無担保、無保証人

③新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付→

(旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方)

融資限度額→1000万円、旅館業を営む方は別枠3000万円。

適用要件→最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ今後も売上高の減少が見込まれる事、また、中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事。

☆基準利率

④セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

適用要件→③と同じ

融資限度額→生業資金4800万円。生活衛生資金→5700万円。中小企業資金→7億2000万円。

☆基準利率

⑤農水漁業セーフティネット資金

適用要件→新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している事又はきたすおそれがある事。

融資限度額→(一般)1200万円。

☆実質無利子

【沖縄公庫☎】

中小企業資金・生業資金→098-941-1758

生活衛生資金→098-941-1830

農水漁業資金→098-941-1840

場所:新都心サンエーメインプレス向かい

情報提供【与那国町役場 企画財政課】